

(結果公表様式)

第2次東御市子ども読書活動推進計画（素案）に対する
パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第2次東御市子ども読書活動推進計画（素案）
意見の募集期間	令和5年12月15日（金）～ 令和6年1月15日（月）
意見の受付方法	電子メール、FAX、郵送、担当窓口へ直接、ながの電子サービスによる提出
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館1階、北御牧公民館1階、総合福祉センター、中央公民館2階、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、柵津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1)提出者数 2人 (2)提出意見数 20件
実施機関	東御市教育委員会 教育部生涯学習課図書館係 電話 0268-64-5887 ファックス 0268-62-1118 電子メール library@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	0	0
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	6
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	2	7
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	1	2
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	5
	計	6	20

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（2人）と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	【計画の基本理念と目指す姿】 数値目標子ども一人当たりの貸出冊数を2023年データとすることを提案。	年ではなく、年度での算出となり、2023年度データは未集計のため最新データは2022年度となります。	D
2	【計画の基本理念と目指す姿】 数値目標「読書がすき」と回答する子どもの割合図表を令和5年度全国学力・学習状況調査のものとすることを提案。	最新のデータを確認し記載してまいります。	B
3	【計画の基本理念と目指す姿】 蔵書冊数表の現在の数値を2023年データとすること、出典資料名と年度の記載することを提案。	年度での算出となり、2023年度データは未集計のため最新データは2022年度となります。 出典資料名と年度の記載をしてまいります。	B
4	参考資料の第2回放課後の生活時間調査に代わる調査に差替えを提案。 また、差替えしない場合はデータの年度を記載することを提案。	最新の放課後の生活時間調査がない為、データを削除します。	B
5	参考資料平成28年度子ども読書活動の推進等に関する調査研究報告書を令和2年度版に差替えることを提案。	令和2年度版は「電子書籍に関する調査」であります。追記してまいります。	B

6	<p>【計画の位置づけ】 「東御市総合計画、東御市教育大綱、教育基本計画」の基本理念及び基本方針を記載することを提案。</p>	<p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
7	<p>【計画の位置づけ】 「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第4次長野県子ども読書活動推進計画」と連携し策定するとあるが、連携する点に記載することを提案。</p>	<p>具体的に表現しました。</p>	B
8	<p>【施策の体系】 「1 発達段階に応じた読書と本に親しむ機会の提供」と「2 読書環境の整備と充実」は同一の基本施策とすることを提案。</p>	<p>「発達段階に応じた読書と本に親しむ機会の提供」と「読書環境の整備と充実」はともに大切なものと考えていることから、基本施策の柱に据えております。</p>	C
9	<p>【施策の体系】 資料編に「東御市立図書館評価」を掲載することを提案。</p>	<p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
10	<p>【施策の体系】 3連携・協力について「自主的な読書活動」の推進主体として、連携協力を家庭、保育園、学校、地域の活動として整理すべきであることを提案。</p>	<p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	C

1 1	<p>【施策の体系】 市民の関心を深め、理解を深める取り組みについて、人づくりの視点を取り入れることを提案。</p>	<p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
1 2	<p>計画の進行管理について、PDCA サイクルにより管理をすることを提案。</p>	<p>具体的に表現しました。</p>	B
1 3	<p>具体的な成果 KPI 指標の設定を検証することを提案。</p>	<p>ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C
1 4	<p>子どもの読書活動の推進に関する法律第 11 条に「国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める」とあるので、財政上の措置等について触れるよう提案。</p>	<p>読書推進に関わる経費は、蔵書購入費用をはじめ、施設管理、ネットワーク経費等、内容が多岐に渡っており、毎年度の予算要求を行っているため特段の記述は行いません。</p>	D
1 5	<p>東御市立図書館を管理するのは首長部局から独立した教育委員会である事を継続することを求める。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E

16	ユネスコの公共図書館宣言を提示することを求める。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	C
17	子ども達たちの教育環境を守るため、東御市図書館は教育委員会の管轄とすることを求める。	ご意見として承ります。	E
18	図書館長は司書有資格者とするこ と、市職員が図書館長に就く場合 は、資格取得の財政措置を行うこ と、他の職員も正規職員かつ司書有 資格者とするこことを求める。	ご意見として承ります。	E
19	図書館の管理運営の安定性・継続性 の確保が重要。多元的管理体制の確 立のためにも、組織改編等により本 来の公立図書館としての存在意義 が損なわれないよう求める。	ご意見として承ります。	E
20	図書館職員、市職員、教員、保育士 の読書時間及び読書冊数の調査を し公表すること。また、図書館司書 及び職員が読んだ本を紹介するこ と。大人の読書活動推進計画の策定 を求める。	ご意見として承ります。	E